

4 施工編

第16章 工事施行に係る手続

16.1 着手の届出

細則

(工事着手届出書)

第15条 法第12条第1項又は第30条第1項に規定する許可（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる場合を除く。）を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、工事着手届出書を市長に提出するものとする。

解説

工事の許可を受けた者は、その工事に着手したときは、工事着手届出書に次の書類を添えて、市長に提出しなければなりません。また、許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません（法第49条）

- ・ 標識の設置状況を明らかにする写真
- ・ 防災計画平面図
- ・ 工事の工程を示す書類
- ・ 緊急時における連絡方法

Point

工事着手届出書：⇒様式編 市様式 様式第12号

16.2 変更の許可又は届出

16.2.1 変更の許可

法律

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

省令

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第六十七条で同様に規定

細則

(工事計画の変更許可)

第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項又は第35条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項又は第67条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出するものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項又は第35条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項又は第67条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出するものとする。

解説

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期的報告、完了検査等が必要です。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

Point

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（土地の形質変更）：⇒様式編 国様式 様式第七

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（土石の堆積）：⇒様式編 国様式 様式第八

16.2.2 変更の届出

法律

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

省令

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる工事の工事主は、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事に着手する日の30日前までに届出をする必要があります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更届出書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

開発許可を取得することにより届出をしたものとみなされた工事は、計画の変更についても都市計画法の規定により変更の手続を行ってください。

Point

特盛区域における工事の変更届出書（土地の形質変更）：⇒様式編 国様式 様式第二十一

特盛区域における工事の変更届出書（土石の堆積）：⇒様式編 国様式 様式第二十二

16.3 軽微な変更

法律

(変更の許可等)

第十六条 1 略

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

省令

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、第六十八条で同様に規定

細則

(工事の軽微な変更の届出)

第18条 法第16条第2項又は第35条第2項に規定する届出は、軽微変更届出書を提出するものとする。

解説

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を軽微変更届出書により届け出なければなりません。以下の事項に該当する変更は、軽微な変更として取扱います。変更許可の申請は不要です。

[土地の形質変更に関する工事]

- ・ 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・ 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

[土石の堆積に関する工事]

- ・ 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・ 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・ 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

Point

- ・ 土石の堆積に関する工事で、工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。
- ・ 工事主、設計者、工事施行者の変更は、変更許可の対象となります。（一般承継の場合を除く）

軽微変更届出書：⇒様式編 市様式 様式第17号

16.4 届出工事の変更及び完了

細 則

(届出工事の変更の届出)

第19条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項に規定する届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書を市長に提出するものとする。

(届出工事の完了届)

第22条 法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項に規定する届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届を市長に提出するものとする。

解説

届出工事の内容に変更があった場合、届出工事の変更届出書を提出してください。また、届出工事が完了した場合、届出工事の完了届を市長に届け出てください。

Point

届出工事の変更届出書：⇒様式編 市様式 様式第18号

届出工事の完了届：⇒様式編 市様式 様式第25号

16.5 工事の中止・廃止・再開

細 則

(工事中止等の届出)

第23条 法第12条第1項又は第30条第1項に規定する許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を中止若しくは廃止しようとするとき又はその中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止・廃止・再開届を市長に提出するものとする。

解説

許可工事の中止・廃止・再開を行う場合、速やかに工事中止・廃止・再開届を市長に届け出てください。また、工事中止・廃止・再開届を提出後、災害の防止措置がなされていることを確認します。

許可工事を中止・廃止・再開しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、届出を提出してください。

Point

工事中止・廃止・再開届：⇒様式編 市様式 様式第26号

16.6 許可に基づく地位の承継

16.6.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに許可権者に届け出てください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事中止・廃止・再開届を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

16.6.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、工事の変更許可を受けなければなりません。

Point

・一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)を指します。特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指します。

第17章 検査等

17.1 検査等受検の流れ

法律

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

省令

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

法律

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2・3 略

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

省令

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認の申請期間)

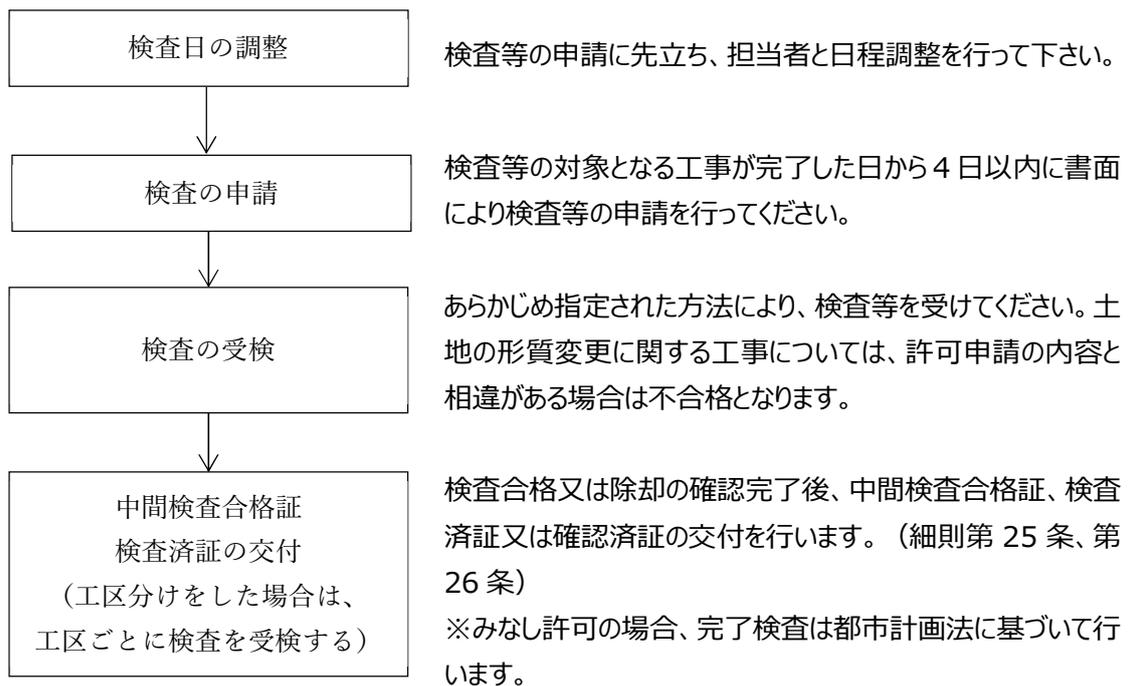
第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

解説

検査又は除却の確認（以下、「検査等」という。）、受検の流れは以下のとおりです。



Point

- ・申請の期限は、工事が完了した日から4日以内です。ただし、期限となる日が休日の場合には、その翌日を期限とみなします。（地方自治法第4条の2第4項）
- ・工事の計画を変更する場合には、あらかじめ変更許可を受けてください。

変更の許可⇒施工編 変更の許可

中間検査申請書：⇒様式編 国様式 様式第十三

完了検査申請書：⇒様式編 国様式 様式第九

確認申請書：⇒様式編 国様式 様式第十一

17.2 中間検査の概要

法律

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終了したときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等工事規制区域については、第 37 条で同様に規定

政令

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十二条で同様に規定

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

※特定盛土等工事規制区域については、第 32 条で同様に規定

条例

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第 3 条 法第 18 条第 4 項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

(1) 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが 2 メートルを超える崖を生ずることとなるもの

(2) 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるもの

(3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前 2 号に該当する盛土又は切土を除く。）

(4) 第 1 号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが 5 メートルを超えるもの

(5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が 1, 0 0 0 平方メートルを超えるもの

細則

(中間検査の申請)

第 2 6 条 法第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項に規定する検査を申請しようとする者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに検査の申請を行うものとする。

解説

政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する義務があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手できません。みなし許可の工事も中間検査の対象になります。また、本市では中間検査の対象規模を法令よりも引き下げています。

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は表 4-1 のとおりです。

表 4 - 1 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事（政令で規定）	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

Point

みなし許可⇒概要編 みなし許可

中間検査申請書：⇒様式編 国様式 様式第十三

17.3 完了検査等の概要

法律

(完了検査等)

- 第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

細則

(完了検査の申請)

- 第25条 法第17条第1項又は第36条第1項に規定する検査を申請しようとする者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに検査の申請を行うものとする。

解説

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を受ける必要があります。

土地の形質変更に関する工事については、技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

みなし許可の工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

Point

みなし許可⇒概要編 みなし許可

完了検査申請書：⇒様式編 国様式 様式第九

確認申請書：⇒様式編 国様式 様式第十一

17.4 検査項目

法律

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

解説

中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は表 4-2 から表 4-5 に示すとおりです。

なお、工事の規模に応じて、検査員が検査密度の増減を行うことがあります。

Point

・検査受検までに工事主ご自身で事前に確認いただくことを推奨します。

表 4-2 中間検査の主な項目

中間検査項目		検査対象	着眼点	検査時期
政令で規定する項目	盛土工事	排水施設 暗渠排水管	1. 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか	暗渠排水管 配置完了時
			2. 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	
			3. 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か	
			4. 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか	
			5. 渓流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか	
	切土工事		1. 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか	
			2. 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	
			3. 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か	
			4. 湧水は適切に処理されているか	
			5. 溝掘りは適切に施工されているか	

表 4-3 中間検査における判断基準

工種	項目	判断基準	検査方法
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間隔、勾配等）（申請書類）	<input type="checkbox"/> 観察による判定 <input type="checkbox"/> 実測による判定 <input type="checkbox"/> 写真による判定 <input type="checkbox"/> 資料による判定
	施設構造	計画構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）（申請書類）	<input type="checkbox"/> 観察による判定 <input type="checkbox"/> 実測による判定 <input type="checkbox"/> 写真による判定 <input type="checkbox"/> 資料による判定

Point

参考：表 4-2 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版） II P594-595

表4-4 完了検査における主な項目

検査項目	検査時期
1. 雨水等の排水処理施設が、適正な配置、構造で適切に施工されていること	工事完了時
2. 盛土又は切土法面の安定が図られていること	
3. 盛土地盤が緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締め等の対策が講じられていること	
4. 崖面は、擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは保護工により崩壊又は土砂が流出しないよう対策が講じられていること	
5. 擁壁又は崖面崩壊防止施設が適切に施工されていること	
6. 軟弱地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること	
7. 開発事業等実施地区の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられていること	
8. 他法令により、災害防止のための規制が行われている土地における開発事業等の場合は、それぞれの法令に対応する対策が講じられていること	
9. その他、開発事業等の許可のないように適合していること	

表4-5 完了検査における判断基準

検査事項	判断基準	検査方法
位置・区域	開発許可及び宅地造成許可工事に係る位置・区域が申請どおりであるか。土地利用計画図どおりの配置になっているか。	<input type="checkbox"/> 観察による判定 <input type="checkbox"/> 実測による判定 <input type="checkbox"/> 写真による判定 <input type="checkbox"/> 資料による判定
面積	開発許可及び宅地造成許可工事に係る面積は申請どおりであるか。任意の街区を抽出し、区画数及び区画面積を確認。	
整地状況	宅地の整地状況で、極端な落ち込みはないか。	
道路	開発許可申請どおりの道路構造（延長、幅員、線形、すみ切り等）になっているか。 舗装道路については、道路延長500m以内は2箇所、500m以上は300mごとに1箇所以上コアを採取し、舗装厚を測定。	
側溝、街渠	規格寸法の測定、破損の有無、目地仕上げ、勾配、街渠マスへの取付け状態、舗装面とのすりつけ状態	
下水・排水路	管渠（材料、規格、寸法、管底高及び土被り、勾配、通り及び管内清掃、埋戻し、突固め） マンホール及びマス（材料、規格、寸法、仕上げ高及び深さ、形状、寸法、位置、個数、内部仕上げ、足掛金具の位置、埋戻し及び周辺地盤とのなじみ）	
擁壁等	石積み、コンクリートブロック積み、コンクリート擁壁	
	①使用材料の材質、規格、寸法	
	②天端幅、延長、基礎高、地上高、勾配、積み方等、裏込めコンクリート及び裏込め栗石（又は砕石）の充填状況	
	③伸縮目地、水抜き穴の配置及び詰まりの有無	
	④擁壁を対象とした掘削検査は、構造物の厚さ、裏込め栗石の厚さを測定し、裏込めコンクリートの打設状態、水抜きパイプの設置状況等	
	⑤ブロック積み、石積み等が土圧によりはらみが出ていないか。不良地盤により沈下していないか。両因による亀裂が入っていないか。	
	⑥擁壁等において地盤不良による傾き（伸縮目地箇所をチェック）がないか、クラックが入っていないか。	
	⑦鉄筋コンクリート構造物において、配筋等が写真により確認困難な場合には、コンクリート表面をはり取って確認。	
⑧擁壁、ブロック積み、石積み等の根入れ、のり長及びのり勾配を確認。		
階段	①階段の踏面、けり込み、幅員、排水状況、手すりの寸法及び安定性、塗装仕上げ等を確認	
法面	法勾配、犬走り及び法面のはらみ等を確認 法面の種子吹付の発芽状況及び張芝等の活着状況を確認	
	法面の地下水の湧き水による浸食、崩れ、雨水による洗掘状況を確認	
防災施設等	調整池等の防災施設及び外周施設は、特に十分な確認	
その他	掘削、抜き取りによる検査の結果、適正でない場合は確認寸法を撮影	

Point

参考：表4-4 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版）Ⅱ P596

17.5 土石の堆積前の確認

法律

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、第三十条と同様に規定

解説

土石の堆積に関する工事には、中間検査の規定がありません。このため、許可時に災害防止措置状況の確認を受けること条件として付加することがあります。

第18章 定期報告

18.1 定期報告

法律

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第三十八条で同様に規定

政令

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

条例

(定期報告を要する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第4条 法第19条第2項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、前条各号に掲げるものとする。

2 法第19条第2項に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、当該土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第3条 法第18条第4項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- (4) 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- (5) 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

解説

表 4-6 に該当する工事は、工事の実施状況やその他主務省令で定める事項について、定期的な報告が必要です。

表 4-6 定期報告を要する規模

工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であつて、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が1,000m ² を超えるもの
土石の堆積	土石の堆積で、土地の面積が1,000m ² を超えるもの

18.2 報告の頻度

省令

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

※特定盛土等規制区域については、第七十九条で同様に規定

解説

報告は、工事着手年月日から、3 か月ごとに行ってください。

18.3 報告の方法・内容

省令

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第七十八条で同様に規定

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、第八十条で同様に規定

細則

(定期の報告)

第21条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項及び第38条第1項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、省令第48条第1項に規定する書類を添付して行うものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項及び第38条第1項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書に、省令第48条第2項に規定する書類を添付して行うものとする。

解説

報告は、定期報告書に工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出することで行います。報告書に記載する事項は、表4-7、表4-8のとおりです。

Point

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書⇒様式編 市様式 様式第23号

土石の堆積に関する工事の定期報告書⇒様式編 市様式 様式第24号

表 4-7 土地の形質変更の定期報告の主な項目

定期報告項目		報告対象	着眼点
省令で規定する項目	工事が施行される土地の所在地	共通	
	工事の許可年月日及び許可番号		
	前回の報告年月日（2回目以降の定期報告を行う場合に限り）		
	盛土工事 切土工事	盛土又は切土の高さ	盛土又は切土の高さは、計画内容に応じ適切に施工されているか
		盛土又は切土の面積	盛土又は切土の面積は、計画内容に応じ適切に施工されているか
盛土又は切土の土量		盛土又は切土の土量は、計画内容に応じ適切に施工されているか	
擁壁 排水施設 その他の施設	工事の施工状況	擁壁、排水施設、その他の施設は、計画内容に応じ適切に施工されているか	

表 4-8 土石の堆積の定期報告の主な項目

定期報告項目	判定方法
工事が施行される土地の所在地	資料による判定 写真による判定
工事の許可年月日及び許可番号	
前回の報告年月日（2回目以降の定期報告を行う場合に限り）	
報告の時点における堆積した土石の高さ	
報告の時点における堆積した土石の面積	
報告の時点における堆積されている土石の土量	
前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

表 4-9 土石の堆積に係る定期報告における判断基準

工程	項目	判断基準	把握方法	
			立入検査	報告の徴収
土石の堆積	地盤の勾配	10分の1	測量	断面図（運用時）
	地盤の処理	伐開除根及び除草、地盤改良等の措置は適切か	目視確認（地盤状況）	地盤状況書類（写真等）
	高さ	計画最大高さ（申請書類）	測量	断面図（運用時）
	空地	計画の空地幅（申請書類）	測量	平面図、断面図（運用時）
	土石の土質基準	計画材料	目視確認（材料）	受入管理書類
	排水工	計画種別・構造、位置	目視確認（排水工状況）	排水工状況（図面・写真等）
	土石の流出	計画配置（位置、延長等）	目視確認（施設配置）	施設状況書類（図面・写真等）
	防止措置	計画構造（高さ、規格等）	目視確認（施設構造）	施設状況書類（図面・写真等）
	柵等の措置	計画種別・構造、位置	目視確認（施設配置）	施設状況書類（図面・写真等）
	防災措置	計画種別（申請書類）	目視確認（防災措置の種別）	防災措置状況書類（図面・写真等）
		施設構造・形状	計測確認（施設形状）	

Point

引用：表 4-9 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版）Ⅱ P635

第19章 施工上の留意事項

19.1 盛土

盛土の施工に当たっては、次の事項に留意することが大切です。

19.1.1 原地盤の処理

盛土の施工に先立って行われる原地盤の処理の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 盛土と原地盤のなじみを良くする
- ・ 初期の盛土作業を円滑化
- ・ 地盤の安定を図り支持力を増加
- ・ 草木等の有害物の腐植による沈下等を防止

[伐採除根及び除草]

- ・ 盛土の施工に先立って、樹木の伐開を行うとともに、盛土条件並びに樹径、草丈等の状況によっては、樹木の除根及び除草も行うこと。

[表土処理]

- ・ 原地盤の表土が腐植土、軟弱な粘性土、風化した堆積軟岩層などで盛土の施工に悪影響を及ぼすことが懸念される場合には、予め必要な深さまで切り又ははぎ取り、良質な盛土材料で置き換えること。

[極端な凹凸や段差がある場合]

- ・ 盛土の原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、盛土に先がけて平坦にかき均すこと。

Point

- ・ 基礎地盤に草木や切株を残したまま盛土を施工すると、これらが盛土後腐植することにより、盛土に緩みや有害な沈下を生じるおそれがあります。
- ・ 凹部や段差付近では十分な締固めができないばかりか、均一でない盛土ができることになり、また、盛土作業にも支障をきたすことになります。

19.1.2 傾斜地盤上の盛土

傾斜地盤上での盛土では、豪雨・地震時にすべり崩壊が生じやすい傾向が見られます。その要因として、①切り盛り境界部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化、②境界部の盛土の締固めが不十分、③基礎地盤（地山）と盛土との密着が不十分、④崩積土よりなる基礎地盤の支持力不足等があります。

傾斜地盤上に盛土を行う場合は、以下の事項に留意して施工してください。

[表層処理]

- ・ 基礎地盤が傾斜し、表層部に緩く堆積した崖すい堆積物や高含水比の軟弱層が堆積している場合には、滑りを助長するおそれがあるため、これを掘削除去すること。

[段切り]

- ・ 盛土原地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が 15°（約 1 : 4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように段切りを行うこと。
- ・ 段切りの寸法は、原則、高さ 50cm、幅 1 m 程度以上とすること。
- ・ 段切り面には、法尻方向に 3~5%程度の排水勾配を付すこと。

[既設盛土上の段切り]

- ・ 既設盛土上に段切りを行う場合は、大きくすると既設盛土に悪影響を及ぼすことがあるため注意すること。
- ・ 腹付けした盛土の圧密沈下を極力小さくするため、腹付け盛土材料は既設盛土と同等又はそれ以上のものを用いて十分締固めること。

19.1.3 盛土材

盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認する必要があります。また、切土からの流用土又は付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これらの現地発生材の性質を十分把握するとともに、次のような点を踏まえて適切な対策を行い、品質の良い盛土を築造してください。

- ・ 岩塊、玉石等を多量に含む材料は、盛土下部に用いる等、使用する場所に注意する。
- ・ 頁岩、泥岩等のスレーキングしやすい材料は用いないことを原則とするが、やむを得ず使用する場合は、その影響および対策を十分検討する。
- ・ 吸水性、圧縮性が高い腐植土等の材料を含まないようにする。
- ・ 高含水比粘性土については、含水量調整及び安定処理により入念に施工する。
- ・ 比較的細砂で粒径のそろった砂は、地下水が存在する場合に液状化するおそれがあるので、十分な注意が必要である。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければなりません。

行政指導指針

- ・ 盛土材は、雨水等による浸食及びスレーキングに対して強いとともに、吸水による膨潤性が低いことが望ましい。

Point

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P247～

19.1.4 敷均し・締固め

政令

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないようにするための措置を講ずること。
- イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

解説

盛土をした後の地盤に地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないようにするための措置の一つとして、敷均し・締固めについて規定しています。

盛土を行う場合は、おおむね 30cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層を盛るごとにローラー等の建設機械を用いて締め固めてください。

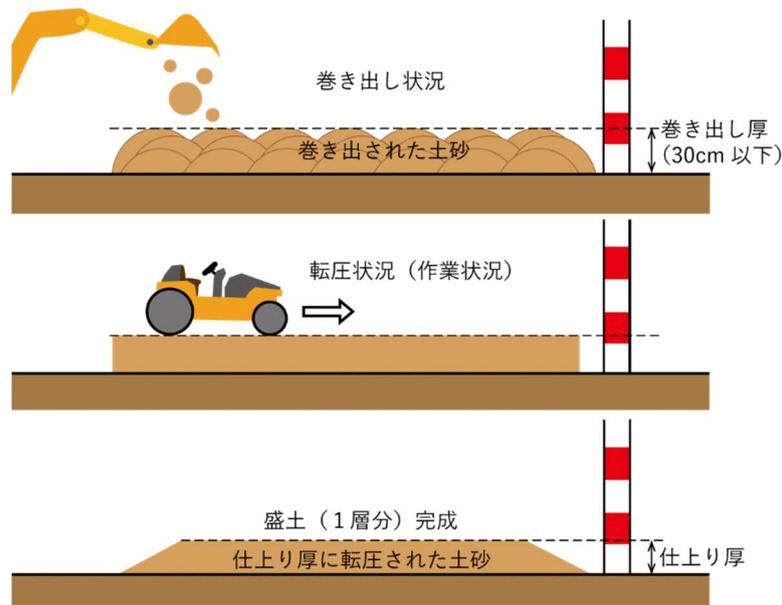


図 4-1 巻き出しと転圧の方法

19.1.5 防災小堤

造成により平坦となった法肩部に、必要に応じて、防災小堤を工事期間中に限り設置してください。

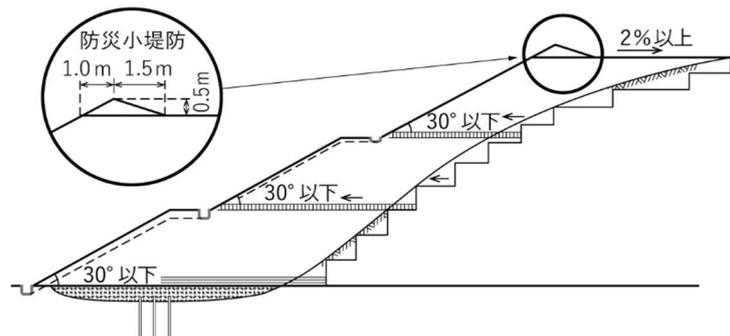


図 4-2 防災小堤

Point

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P272～

19.1.6 仮設排水工

整地工事中は排水管が布設されていない場合が多く、土と雨水が共に流さないような仮排水施設を要所に配置する必要があります。排水管が布設された部分では、集中豪雨等緊急の際はマンホールを設置し、上流側の水を受け入れるなどの対策を行ってください。

仮排水施設としては、素掘水路、板柵水路、プレキャスト水路、沈砂ます等があります。また、地下排水暗渠に接続した縦排水管を釜場と組合せ、仮設縦集水ますとして設置することもあります。素掘り水路については次のことに留意してください。

- ・ 工事の進捗により移動することがあり、位置の移動の少ない主要な水路は適宜 U 字型側溝等を用い、要所に集水ます、減勢工を設ける。
- ・ 地質の弱い部分では、水流により洗掘されやすいため、板柵水路、アスファルト水路、コンクリート水路などの水路を設置し、必要に応じて落差工、沈砂ます、沈砂池等により、流速を緩和させる。

19.2 切土

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いため、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じて法面勾配を変更する等、適切な対応を図ってください。

次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように留意することが大切です。

- ・ 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- ・ 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- ・ 土質が層状に変化している場合
- ・ 湧水が多い場合
- ・ 表面はく離が生じやすい土質の場合
- ・ 積雪・寒冷地域の場合

[土砂法面の施工]

- ・ 土層が層状に変化して傾斜している場所では、地層の境界面の位置を確認して滑りが生じないように適切な措置をとること。

Point

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P315～

19.3 擁壁

19.3.1 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

政 令

【建築基準法施行令】

(コンクリートの材料)

第七十二条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(コンクリートの養生)

第七十五条 コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

※政令第十一条及び第十三条において準用

解説

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工にあたっては、次の各事項に留意することが重要です。

[コンクリートの材料]

- ・ 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋と型枠との間を容易に通る程度の大きさとする。

表 4-10 使用箇所による粗骨材の最大寸法 (JASS5)

使用箇所	粗骨材の最大寸法 (mm)	
	砂利	碎石・高炉スラグ
柱・梁・スラブ・壁	20、25	20
基礎	20、25、40	20、25、40

[コンクリート打設、打継ぎ、養生等]

- ・ コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行うこと。

Point

- ・ 建築基準法施行令第90条、H12告示第2464号

参考：表4-10 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版） I P470 一部修正

[擁壁背面の埋戻し]

- ・ 型枠存置期間は、建築基準法施行令第 76 条に定める最低日数を守り、所定のコンクリート強度を確かめられない前に裏込め土の埋め戻しを行わないこと。

19.3.2 練積み造擁壁の施工上の留意事項

政 令

【建築基準法施行令】

(組積造の施工)

第五十二条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 略

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

※政令第十一条及び第十三条において準用

解説

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが重要です。

[丁張り]

- ・ 擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、以下の事項に留意して表丁張り及び裏丁張りを設置すること。
- ・ 丁張り間隔は、10mを標準とするが、始点、終点及び平面・断面の変化点等には設置すること。

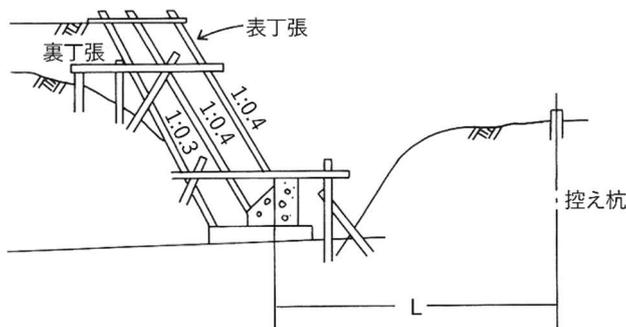


図 4-3 丁張りの設置例

[抜型枠]

- ・ 裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用すること。

[組積み]

- ・ 組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをすること。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをする。



図 4-4 芋目地の組積みの例（施工してはならない積み方）

Point

引用：図 4-3 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P504

図 4-4 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P505

[施工積高]

- ・ 1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめること。

[水抜穴の保護]

- ・ コンクリートで水抜穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにすること。

[コンクリート打設]

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固めること。

[擁壁背面の埋戻し]

- ・ 擁壁背面の埋戻し土は、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工すること。

[養生]

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生すること。

[その他]

- ・ 崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に有害な影響を与えないよう十分注意すること。

19.4 土石の堆積

土石の堆積に関する工事の施工に当たっては、次の事項に留意してください。

19.4.1 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々です。そのため、現地踏査、土質調査等によって原地盤を適切に把握する必要があります。

[伐除根及び除草]

- ・ 土石を堆積する原地盤に草木や切株を残さず、これらを除去すること。

[極端な凹凸の除去]

- ・ 原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、段差等は堆積に先がけてできる限り平坦にかき均し、均一な堆積に仕上がるようにすること。

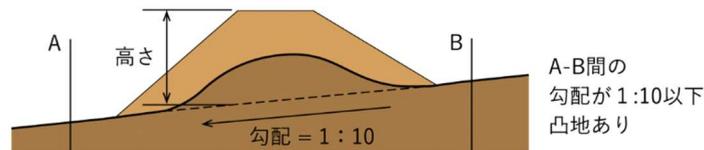


図 4-5 原地盤に極端な凹凸がある場合

Point

- ・ 草木や切株を残したまま土石を堆積すると、これらが堆積後腐植することにより、堆積した土石に緩みや有害な沈下が生じるおそれがあります。

19.4.2 土石の堆積の計画

周辺の安全確保が可能な堆積形状や空地、土石の崩壊を伴う流出を防止する措置を計画してください。また、雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等を行い、堆積した土石の安定を図ってください。

[運搬経路]

- ・ 土石の運搬に使用するダンプトラックに加えて堆積する際に使用するバックホウ等の重機のうち、最大規格の重機が安全に移動可能な道幅を確保すること。

19.4.3 土石の受け入れ・管理方法

堆積する土石を搬入する際は、書類や目視によって、土石が計画の材質であることを確認すること。

[土質基準]

- ・ 堆積する土石は、その安定性の観点から、建設発生土の土質区分基準（国土交通省技術調査課、平成 18 年 8 月）のうち、第 4 種建設発生土以上相当とすることが望ましい。
- ・ 第 4 種建設発生土相当の土石の割合が高い場合には、堆積高さや堆積勾配に十分配慮すること。
- ・ 泥土相当の土石を堆積する場合には、堆積地区外に流出させないこと。
- ・ 堆積する土石には有害物質や廃棄物を含まれてはならない。

[管理方法]

- ・ 濁水や飛砂に注意し、以下の項目を完了確認時まで保管すること。
①土石の搬入元 ②土石の搬出先 ③搬入土石量 ④搬出土石量 ⑤堆積した土石の種別

Point

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）II P617～